

## 第28回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭開催要項

### 1 趣 旨

県民に全県的な規模のスポーツ・レクリエーションの場を提供することにより、スポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって本県の生涯スポーツ振興と明るく生き生きした県民生活の一層の充実に寄与する。

### 2 主 催

佐賀県 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会 佐賀県レクリエーション協会 佐賀県スポーツ推進委員協議会 唐津市 伊万里市 玄海町 有田町 唐津市教育委員会 伊万里市教育委員会 玄海町教育委員会 有田町教育委員会

### 3 主 管

佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭実行委員会

### 4 後 援 (予定)

サガテレビ NBCラジオ エフエム佐賀 佐賀新聞社 各市町・各市町教育委員会 (主催を除く)

### 5 協 賛 (予定)

大塚製薬株式会社

### 6 期 日

令和6年5月26日(日曜日)

※ 武術太極拳、ウォーキングフットボールは19日(日)に実施

※ マスターズ陸上は6月2日(日)に実施

※ 雨天の場合、延期する種目あり

### 7 会 場

唐津市 伊万里市 玄海町 有田町の各施設

### 8 マスコットキャラクター

「かっちゃん」(県鳥かちがらすをモチーフ)

### 9 実施内容 ※詳細は別表参照

(1)【メイン会場】スポーツ・レクリエーション無料体験

(2)【各種目会場】交流大会(13種目)

①ゲートボール ②ウォーキングフットボール ③ソフトバレーボール ④パークゴルフ

⑤武術太極拳 ⑥年齢別テニス ⑦年齢別ソフトテニス ⑧バウンドテニス

⑨マスターズ陸上競技 ⑩フォークダンス ⑪モルック ⑫ハイキング ⑬卓球バレー

(別表)

	【メイン会場】 (1) スポーツ・ レクリエーション 無料体験	【各種目会場】 (2) 交流大会 (13種目)
1 参加資格及び 制限	特になし	(1) 参加者は、佐賀県民であることを原則とする。 (2) 年齢基準は、原則令和6年4月1日現在とする。 (3) 各種目団体等の登録の有無は問わない。 (4) 参加者は、事前に医師の健康診断を受けておくことが望ましい。 (5) 上記の他、参加資格等の詳細は種目別実施要項によるものとする。
2 参加申込み	事前申込不要	(1) 参加を希望する者及びチームの代表者は、参加申込書に必要事項を記入し、居住地の市町生涯スポーツ主管部局、一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会または <b>各実施競技団体</b> へ参加料を添えて令和6年4月26日(金)までに提出すること。 ※ <b>競技団体への提出の場合は、5月9日(木)を締め切りとする。</b>  (2) 市町生涯スポーツ主管部局及び一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会は、受領した参加申込書及び参加料を令和6年5月9日(木)までに実行委員会事務局あて提出すること。 (※詳しくは、種目別実施要項を参照。)  ○一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会 住所 佐賀市天祐一丁目8番5号 電話 0952-24-3809 ■受付時間：9時～17時まで ※時間外や土、日、祝日は受け付けられません。
3 参加料	無料	大人800円・子ども(小学生以下)400円(傷害保険料を含む)。 また、障害者手帳をお持ちで減額を希望される方は、半額とする。 参加料納入後の返却は行わない。
4 表彰	特になし	表彰は種目ごとに定める。なお、表彰によって勝敗重視にならないよう配慮すること。
5 組合せ	特になし	組み合わせは、各種目団体が行う。
6 交流形式及び 交流方法	障がいのある人もない人も楽しめるスポーツ(ニュースポーツ及び障害者スポーツ等)の体験種目を複数実施するものとする。	種目の選定や交流の形式・方法については、公式競技規則にとらわれることなく、その種目の種別や参加者等の普及の実状に即し、スポーツ・レクリエーション祭の趣旨を踏まえた、楽しい祭典になるよう形式・方法を工夫すること。 (1) 種目の選定、競技規則は参加者の実状に応じて弾力性を持たせる。 (2) チームの編成は、年齢別、男女混成、家族単位等気軽に参加できるよう考慮する。 (3) 交流方法は、リーグ戦・敗者復活戦等により交流回数を多くするよう考慮する。
7 医療救護		(1) 救護は、負傷者に対し応急処置を行い、必要に応じて医療機関に連絡・移送する。 (2) 交流大会に参加する選手については、実行委員会において1日傷害保険に加入する。
8 問い合わせ		○実行委員会事務局 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県 SAGA2024・SSP 推進局スポーツ課内 電話 0952-25-7331
9 その他		この開催要項に定めるもののほか、実施にあたり必要なことは別に定める。